

## 産業教育委員会

【委員長】遠藤盛正 【副委員長】山下いづみ  
 【委員】川窪吉男、高橋正典、小池智明、吉川隆之、小沢映子、鳥居育世  
 (補正予算1件、陳情1件)

### ●キャッシュレス決済ポイント還元事業とは

**問** 地元消費促進事業費として7億2671万円余を計上し、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用したキャッシュレス決済ポイント還元事業を行うとのことですが、どのような内容ですか。

**答** 本事業は、市民の消費喚起及び市内商店等の売上げ向上を目的に、市内の小売、飲食、サービス業などの店舗等において、対象のキャッシュレス決済サービスを利用して支払いをした方に、支払い金額の20%相当のポイントを付

与するものです。  
 キャッシュレス決済サービスについては、ユーザー数が一番多く、本市とキャッシュレス化推進に関する包括連携協定を締結している事業者が提供するサービスとし、ポイント上限を1回当たり1000円、1か月当たり5000円、実施期間を1か月とする予定です。

**要望** 本事業は本市では初めての取組であり、実施期間も1か月と短いですが、十分な効果が表れるよう、市民、店舗等に事前の丁寧な説明や周知に努めてください。

## 建設消防委員会

【委員長】太田康彦 【副委員長】井出晴美  
 【委員】小山忠之、海野庄三、杉山 諭、長谷川祐司、笹川朝子、藤田哲哉  
 (補正予算1件、条例2件)

### ●地域公共交通事業者運転士確保支援補助金の申請見込みは

**問** 公共交通支援事業費を160万円増額し、深刻な運転士不足に悩む地域公共交通事業者が、新たに運転士を雇用する際に負担する免許取得費用の2分の1を助成するとのことですが、申請人数はどのように見込んだのですか。また、免許取得者が多いタクシー運転士の申請人数が見込み

を上回った場合、どのような対応を考えていますか。

**答** 昨年度の事業者の免許取得実績を基に、大型二種免許は上限15万円を4人、中型・普通二種免許は上限10万円を10人と見込みました。また、見込みを上回った場合は、各々の枠にとらわれず、今回の補正予算額の中で柔軟に対応したいと考えています。

## 陳情

### 感染対策下における生徒児童の人権に関する陳情 ◇産業教育委員会にて審査◇

マスクの着脱について、教育現場では、児童生徒等本人が自身の判断でも適切に対応できるように指導しているが、実際には子供が自分の意思でマスクを着脱できる状況になく、マスクをしたくないという子供の思いは尊重されず、富士市子どもの権利条例で定められている子供の権利は守られていない。

第一に子供本人の意思が尊重されるべきであること、身体的、精神的及び発達上の問題で

マスクを着用できない児童生徒がいること、また、マスクを着用できない人に対する差別・偏見・同調圧力は許されないことなどを各学校の職員、児童生徒、保護者、地域に周知するとともに、体育、登下校やそれ以外の運動時、夏の屋外など、マスクを着用したままでは命が危険と判断される状況では、マスクを外すよう指導してほしい。

**【審査結果】**  
 マスクの着用については、家庭や子供の様々な事情や考え方を考慮した上で多様性を認め、それぞれの人権を守る指導を行うよう周知し、今後も継続して熱中症等の健康被害のリスクなどを伝え、安全への指導を徹底していくとの当局説明を了承することに決しました。

## 陳情

### 子育て支援施策としての放課後児童クラブの在り方、行政と子育て支援団体の連携の在り方に関する陳情 ◇福祉保健委員会にて審査◇

児童クラブは、「就労支援」だけでなく、「育成支援」にも相当の比重を置くべきだが、その基本的な部分で行政・委託法人の認識は大きく異なっている。児童クラブの果たすべき役割を市、保護者、委託法人、支援員等の関係者間で共有するとともに、令和5年度から、現委託法人も含めた複数の委託先からの選択制を導入することや、既に現委託法人に移行している児童クラブであっても、他の委託先の選択を可能にすること、委託法人に対し第三者評価を行うことを要望する。

また、70団体以上の子育て市民団体が参加する妊娠子育てネットワーク交流会を組織したが、令和3年度以降は市と協働と言えない状況が続いている。行政と市民団体が定期的に意見交換を行う場を設けることや、妊娠子育てネットワーク交流会を子育て施策に活用することを要望する。

**【審査結果】**  
 放課後児童クラブの在り方については、委託法人間の切磋琢磨、危機管理の面からも、委託先を複数者とし、選択できる制度設計とすることや、その開始時期は時間的制約があるが、可及的速やかに実施すること、また、既に現委託法人に移行しているクラブの他の委託先の選択については、複数者選択制の切替えの中で十分に検討するよう要望を付すことに決しました。

## 福祉保健委員会 の所管事務調査 中間報告

「放課後児童クラブにおける一括運営業務委託の状況について」、4月27日、6月2日の2日間、所管事務調査を行いました。

### 4月27日 ●児童クラブと地域との連携、交流は

**問** 令和3年度富士市放課後児童クラブ運営評価委員会の評価結果の中で、放課後児童クラブと地域との交流を広げるための取組の実施について、令和2年度、令和3年度の取組を共にb評価としています。運営委員会が運営していたときと比べ、地域との交流が薄れているとの声を聞きます。地域で児童を見守るという観点から、地域としっかり連携していくべきと考えますがいかがでしょうか。

**答** 過去2年間はコロナ禍で行事の中止等により地域との交流が難しい状況にありましたが、富士市放課後児童クラブ運営基準では、地域が組織する見守る会等と連携を図ることと定めているため、今後、コロナ禍でも可能な限り地域との連携、協力について模索していきます。

### 6月2日 ●委託法人の予算配分の内容は

**問** 委託法人の令和2年度予算額は積算根拠に基づき算定されたものですか。また、支出については法人の裁量に委ね、科目間の流用を認めていますか。

**答** 委託法人の当初予算については、市が規定する委託料算定基準により委託料を算出しています。また、科目間の流用を認めており、支出科目ごとの金額の配分については、児童クラブ利用料等の収入額に応じ、委託法人の裁量に委ねています。なお、コロナ禍において、児童クラブの利用児童減少による利用料の減や、事業の中止等により、予算配分の見直しが必要となった際には、適宜、市への報告も行われています。

### ●複数事業者への委託の検討は

**問** 令和7年度からの一括運営の実施体制については、市内全ての児童クラブを1法人に業務委託するのかどうかを、本年度から検討を開始するとのことですが、複数事業者への委託を検討すると捉えていいですか。

**答** 富士市放課後児童クラブ運営基本方針では、全ての児童クラブが同一基準の下に運営されることで、サービスの平準化や統一化を図ることを目的に、1事業者による一括運営とすることを定めています。危機管理の面で、複数事業者による運営もメリットがあると考えられるので、選択肢の一つとして検討していきます。

議会の構成

特集

6月定例会

常任委員会の審査等

一般質問一覧等

議会広報委員のページ

議会の構成

特集

6月定例会

常任委員会の審査等

一般質問一覧等

議会広報委員のページ